

富山市自動運転移動サービス推進協議会規約

(目的)

第1条 郊外や中山間地域において車を使えない高齢者などの生活の足となる交通手段の確保や、運転手不足の解消、交通事故の減少などに向けて、レベル4自動運転移動サービスの関係許認可取得に向けた課題等について協議を行う場として設置し、自動運転技術を活用した持続可能な公共交通サービスの実現を目指すことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事項を所掌する。

- (1) 公共交通サービスとしてのレベル4自動運転移送サービスの将来構想に関する事項
- (2) レベル4自動運転移動サービスの実証実験及び実装に関する事項
- (3) 自動運転技術の普及啓発に関する事項
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者により組織する。

- (1) 自動運転に係る公的関係機関を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共交通事業者を代表する者
- (4) 自動車関連企業を代表する者
- (5) 自動運転関係事業者を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に、参考意見を求める必要があるときは、オブザーバーを置くことができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者からの意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、富山市活力都市創造部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、令和5年2月16日から実施する。

2 この規約は、令和6年4月1日から実施する。